

# 企画競争実施の公示

令和4年7月4日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「観光商品開発マニュアルを活用した地域プラットフォーム事業」

### (2) 業務内容

別紙「説明書」による

### (3) 履行期限

令和5年3月10日(金)

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

### (2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)

- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和4年7月14日(木)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。

・概算予算額: 854万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。

(12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。

(13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかなる場合は、契約の全部又は一部を解除する。

(14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。

- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
- ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点

(15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。

(16) 不明な点等の問い合わせ先等

- ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ(担当: 安達)
  - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
  - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

# 説 明 書

## 1. 業務名

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「観光商品開発マニュアルを活用した地域プラットフォーム事業」

## 2. 実施時期

契約締結の日～令和5年3月10日

## 3. 業務の目的

(1) 当機構が作成した「観光商品開発マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を活用し、「観光で地域を豊かにすること」、「観光で地域を活性化すること」を実現するため、山陰ならではの観光資源や地域の特色を活かした「新たな観光サービス（※）（以下「コンテンツ」という。）」創出の支援を行い、地域が主体となった持続的な観光商品の開発・改善を促進することにより山陰地域全体の観光消費の拡大を図る。

(2) after/with コロナを見据え、すべての旅行者が安心して訪れることができる受入体制を整備する。

(3) ターゲットは以下のとおり設定する。

- ・メインターゲット国：欧米豪、東アジア、国内
- ・メインターゲット属性：リピーター、FIT、富裕層

(※)「新たな観光サービスについて」

- ・インバウンド向けのみならず、国内旅行者向けにも応用可能なサービスを含む。
- ・「新たな観光サービス（観光コンテンツ）」の概念（例）
  - ①with/after コロナを意識した、安心・安全対策や、FITに特化した滞在型コンテンツを活かした観光サービス
  - ②地域毎に抽出された課題の解決を図る中で、地域の主体性や工夫を凝らした観光サービス
  - ③従来の体験メニューに山陰の歴史・文化に基づくストーリーなどを付加した山陰ならではの観光資源、地域の特徴を活かした観光サービス
  - ④観光振興と住民生活が両立する観光サービス(オーバーツーリズムへの対応)

## 4. 業務の内容

<継続支援エリア>

令和3年度「観光商品開発マニュアルを活用した地域プラットフォーム事業」の対象エリア（※「別表1」参照。）から、継続支援の必要な地域を1エリア選定し、令

和3年度事業で明らかになった課題を踏まえ、次の支援を実施する。

- (1) 地域の関係者の意見等を踏まえながら、課題の洗い出しと事業方針の整理を行う。
- (2) 上記(1)を踏まえ、令和3年度事業で造成した「コンテンツ」のブラッシュアップや新たな「コンテンツ」の発掘を行う。
- (3) 「コンテンツ」に関係する地域プレイヤーを対象に、当機構が開発した中国地域周遊パス「Discover Another Japan PASS」（以下「デジタルパス」という。）を活用したテストマーケティングや販売方法を学んでいただく為の研修会を実施する。
- (4) 「デジタルパス」を活用したモニタリングを実施し、造成した「コンテンツ」の内容や運営体制上の課題を検証する。
- (5) 「デジタルパス」への掲載を通じた販売や、ターゲットである欧米豪及び東アジア、国内に強いOTAへ造成したコンテンツ等の掲載・販売支援を行う。

(※) 令和3年度「観光商品開発マニュアルを活用した地域プラットフォーム事業」の対象エリア

<別表1>

(※) 令和3年度事業対象エリア	備考
<鳥取県> ●境港市 ●智頭町 ●三朝町 <島根県> ●松江市（島根半島エリア） ●大田市 ●雲南広域（雲南市・奥出雲町・飯南町） ●津和野町	令和4年度は左記より継続支援エリアを1エリア選出し、令和3年度事業で明らかになった課題の解決に取り組むこと。

<新規支援エリア>

山陰地域内の2地域を新たに選定し、次の取組を実施する。

- (1) マニュアル及び研修動画（令和3年度事業で作成）等を活用した研修会の開催により、観光商品開発手順の普及や観光による地域の消費拡大の取組意義を醸成する。
- (2) 地域が主体となった「コンテンツ」の開発・改善を支援する。
- (3) 有識者を招請した課題抽出のためのモニタリング等を実施し、上記(2)で造成した「コンテンツ」の内容の検証改善等を図る。
- (4) 創出した「コンテンツ」を踏まえた旅行商品を造成した後、欧米豪及び東アジア、国内の旅行会社等を招請し、現地視察等を通じて販路開拓に繋げる。

- (5) ターゲットである欧米豪及び東アジア、国内に強いOTAへ造成したコンテンツ等の掲載・販売支援を行う。

#### <新規・継続支援エリア共通>

欧米豪及び東アジア、国内旅行者やOTA等を招請した商談会を次のとおり実施し、「コンテンツ」の検証改善等を図り販売可能性を高める。

【実施回数】 2回以上（鳥取県、島根県各1回以上実施することが望ましい）

#### 【留意事項】

- ・旅行会社、OTA等の様々な形態の会社と商談を行うことで、複数の販路での販売可能性を高めること。

#### 5. 留意事項

##### (1) 「マニュアル」の普及・理解の促進

マニュアルの趣旨及び内容を観光関連事業者等に十分に周知・理解させる場を設けること

##### (2) 「対象エリアの選定」

- ・3地域の設定にあたっては、当機構との協議を踏まえ決定すること
- ・テストマーケティング（モニターツアー等）の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により入国制限等が継続されることを想定し、在住外国人を活用した事業実施や検証を行うこともあり得る。なお、その際には当機構と十分協議のうえ実施すること

##### (3) 事業対象エリアの受入環境整備支援

- ・造成した「コンテンツ」を主体的に販売運営していく体制について、ステークホルダーの役割分担の形等について提案すること。
- ・事業実施期間終了後において、機構が当事業で造成したコンテンツの販売件数や売上高を把握できる方法・しくみを提案すること。

#### 《目標と成果の指標》

「新たな観光サービス」のOTA等掲載コンテンツ：新規3件以上

「新たな観光サービス」利用者数：外国人50人以上／年

日本人500人以上／年

（日本人向けにも応用可能なサービス）

「新たな観光サービス」売上額：約110万円

#### 6. 成果物の提出等

##### (1) 成果物

- ・事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）、及びその電子データ
- ・本事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

##### (2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

##### (3) 提出期限

令和5年3月10日（金）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

## 7. その他

- (1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」  
「DISCOVER ANOTHER JAPAN」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること